

302:警備業務(機械警備) 長期継続契約

令和4年度 一般会計 歳出 第6款2項2目12節 委託費

受付番号	種目番号 —	連絡先 委託担当 磯子区こども家庭支援課	担当者名 宮野 瞭 電話 045-750-2476
------	-----------	----------------------------	------------------------------

設 計 書

- 1 委 託 名 磯子区内市立保育園(3施設)機械警備業務委託
- 2 履 行 場 所 磯子区内市立保育園(3施設)
- 3 履行期間 又は期限 期間 令和4年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
期限 契約決定の日から
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項
.....
.....
.....
- 6 現 場 説 明 不要
要 (月 日 時 分 場 所)
- 7 委 託 概 要 別紙仕様書のとおり
.....

8 各年度における支払予定額内訳

年度	支払予定額(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	
令和4年度	円	(円)
令和5年度	円	(円)
令和6年度	円	(円)
令和7年度	円	(円)
令和8年度	円	(円)

※契約期間内に「うるう年」が含まれる場合も、通常年(365日の年)と同様とする。

※消費税については、契約約款の規定により適用税率に合わせて支出する。

9 部 分 払

■ する (12 回以内)

□ しない

部分払いの基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
機械警備	毎月	12	月		

※単価及び金額は消費税等相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

委託代金額		¥	_____	. —
内 訳	業務価格		_____	. —
	消費税等相当額		_____	. —

※消費税については、契約約款の規定により適用税率に合わせて支出する。

磯子区市立保育園（3施設）機械警備業務委託仕様書

1 委託業務内容

受託者は、下記履行場所の建物、屋外非常及びこれに付帯する物件に対して火災、盗難を予防し人命等の安全を確保することを目的として、警備業法その他の関係法令を遵守して警備業務を履行すること。

2 履行場所

東滝頭保育園
東滝頭保育園分園
洋光台第二保育園

3 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 警備機器設置

履行期間の開始日までに警備機器の設置を完了すること。

5 警備範囲（各種警備機器の個数は別紙の通り）

- (1) 侵入警戒：施設内の警備必要箇所にセンサー等を配置し、侵入等に備える。
- (2) 非常通報：固定式及び移動式（施設内、外で使用できるものとする。）
- (3) 火災通報：火災監視については、既存の感知器・受信機の信号を利用すること。

6 警備担当時間

- (1) 侵入警戒：警備セット信号受信時に始まり、警備リセット信号受信時まで。
- (2) 非常通報：警備リセット信号受信時に始まり、警備セット信号受信時まで。
- (3) 火災通報：全日警戒

7 異常発生時の対応

(1) 侵入警戒

ア 施設に設置したセンサーから、警報信号を送信機経由で一般回線を通して警備会社基地局の受信機に通報する。（断線監視機能及びこれに準ずるものを付加すること。）

イ 警報信号を受信の後、警備員を法定所要時間以内に現場に急行させ、現場確認に基づき必要な措置を取るとともに、警察機関の通報と予め決められた緊急連絡ルートに従い関係者に連絡する。

(2) 非常通報

ア 無線式の通報装置から、警報信号を送信機経由で一般回線を通して警備会社基地局の受信機に通報する。

イ 警報信号を受信の後、警備員を法定所要時間以内に現場に急行させると同時に、直ちに警察機関への連絡を行うものとし、施設は事態の詳細が確認でき次第、警備会社に連絡を行う。

(3) 火災通報

ア 警報信号を送信機経由で一般回線を通して警備会社基地局の受信機に通報する。

イ 警報信号を受信の後、警備員を法定所要時間以内に現場に急行させると同時に、直ちに消防機関への連絡を行うものとし、施設は事態の詳細が確認でき次第、警備会社に連絡を行う。

8 巡回

定期的には実施しない。

ただし、長時間の停電、警報機の故障など警備上必要と認められる場合、各施設から指示を受け

た場合は、適宜行う。

9 警備機器の点検

配線、センサー等警備等に必要な機能点検は、適宜行うものとする。

10 その他

(1) 納入後、次の書類を各園に提出すること。

簡易取扱説明書 3部（日常の操作に係る取扱いを簡単にまとめたもの）

(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて両者協議のうえ、定めるものとする。

保育園名	所在地	電話番号	FAX番号	侵入警戒用センサー		非常通報装置		非常通報 ライト
				熱感知 センサー	マグネット センサー	施設内 固定式	施設内外 移動式	
東滝頭保育園	磯子区滝頭2-31-32	753-2201	753-2247	外部からの侵入を未然 に防ぐことを目的とし、 外部からの侵入を監視 するのに必要な箇所に 設置		5個	3個	1個
東滝頭保育園分園	磯子区滝頭3-1-68	750-0245 (753-2201)	753-2247			5個	3個	1個
洋光台第二保育園	磯子区洋光台4-12-14	831-3928	831-3982			5個	3個	1個

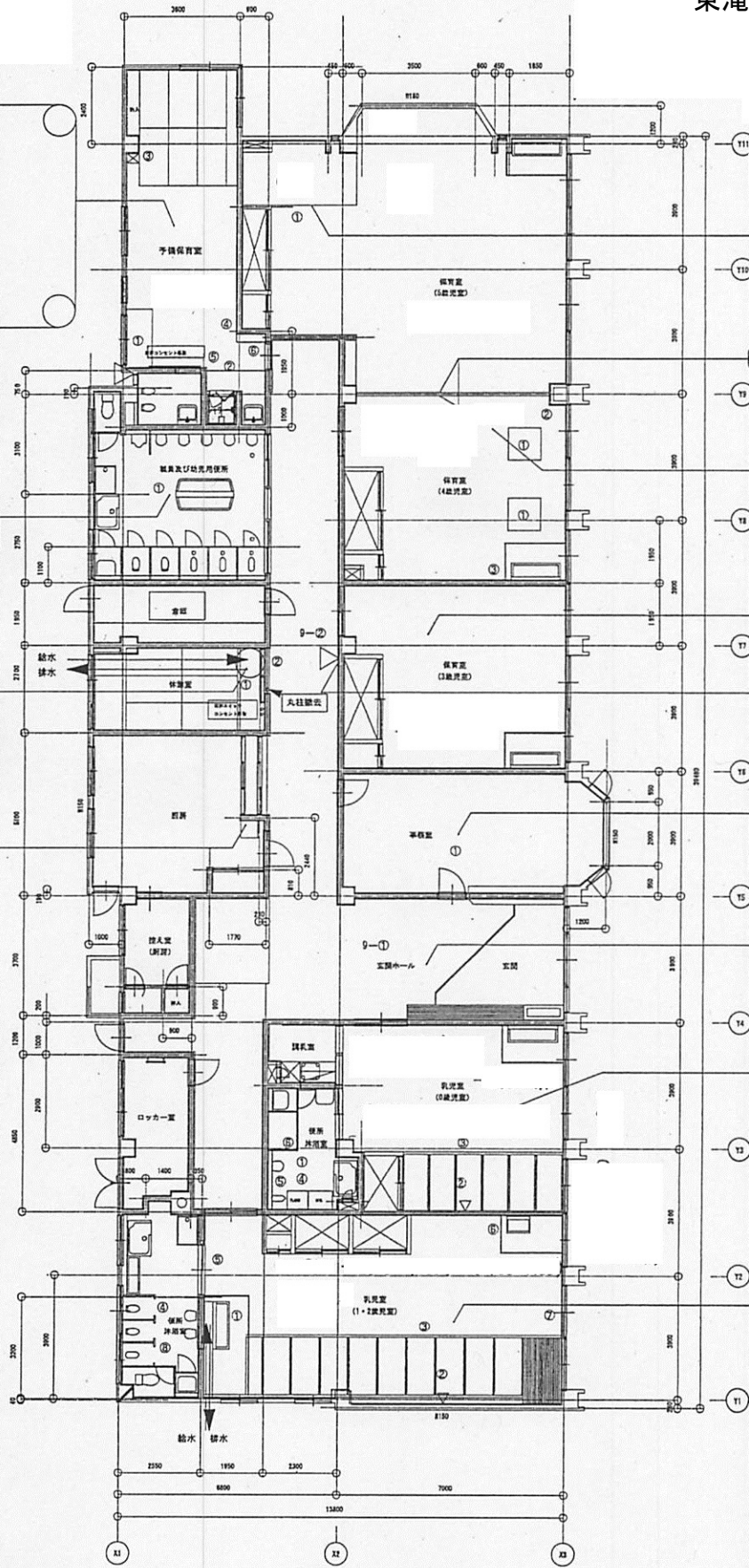
東滝頭保育園

- 予備保育室
6. ① 布巾収納 (D=800程度) 設置する。
→ 既存コンセント移設
 - ② シャワー室前に仕切り (格子戸) 設置する。
 - ③ 壁ビニールクロス一部張替
 - ④ 事務室との連絡用にインターフォン設置
 - ⑤ 廊下奥からでも出入口が見える様カーブミラーを取り付ける。
 - ⑥ 引き戸調整・シリンドー取替え

2. ① 床スリコ撤去・乾式仕上りへ改修
床シートは床掃除口部分取り外し可
天井材撤去新設

8. ① 洗面器 (手洗い流し) を設置
関連し、②出入口廻り改修
廊下丸柱撤去
→ 既存スイッチ・コンセント移設

4. ① 手洗器に給湯追加



1. 仕切り: カーテンレール
及びレール吊り金物設置

2. 可動間仕切り壁最下段: ビニールクロス

5. ① 床フローリング一部張替
② 壁ビニールクロス一部張替
③ 手洗流しライング側面
蓋が板撤去復旧

4. 壁ビニールクロス張替え

10. ② 廊下壁のクラック補修
(構造スリット入れ)

1. ① 床仕上げ材の張替え
→ 工事前事務機器等電源切り直し

10. ① 床仕上げ材の張替え (防汚材とす)

2. ① 既存幼児用小便器・大便器撤去
→ 汚物流し新設。職員用和便器
床便器新設に伴い扉を外開きに
② 壁ビニールクロス一部張替
③ 畳敷部分の段差解消
④ 便所床乾式仕上げに改修

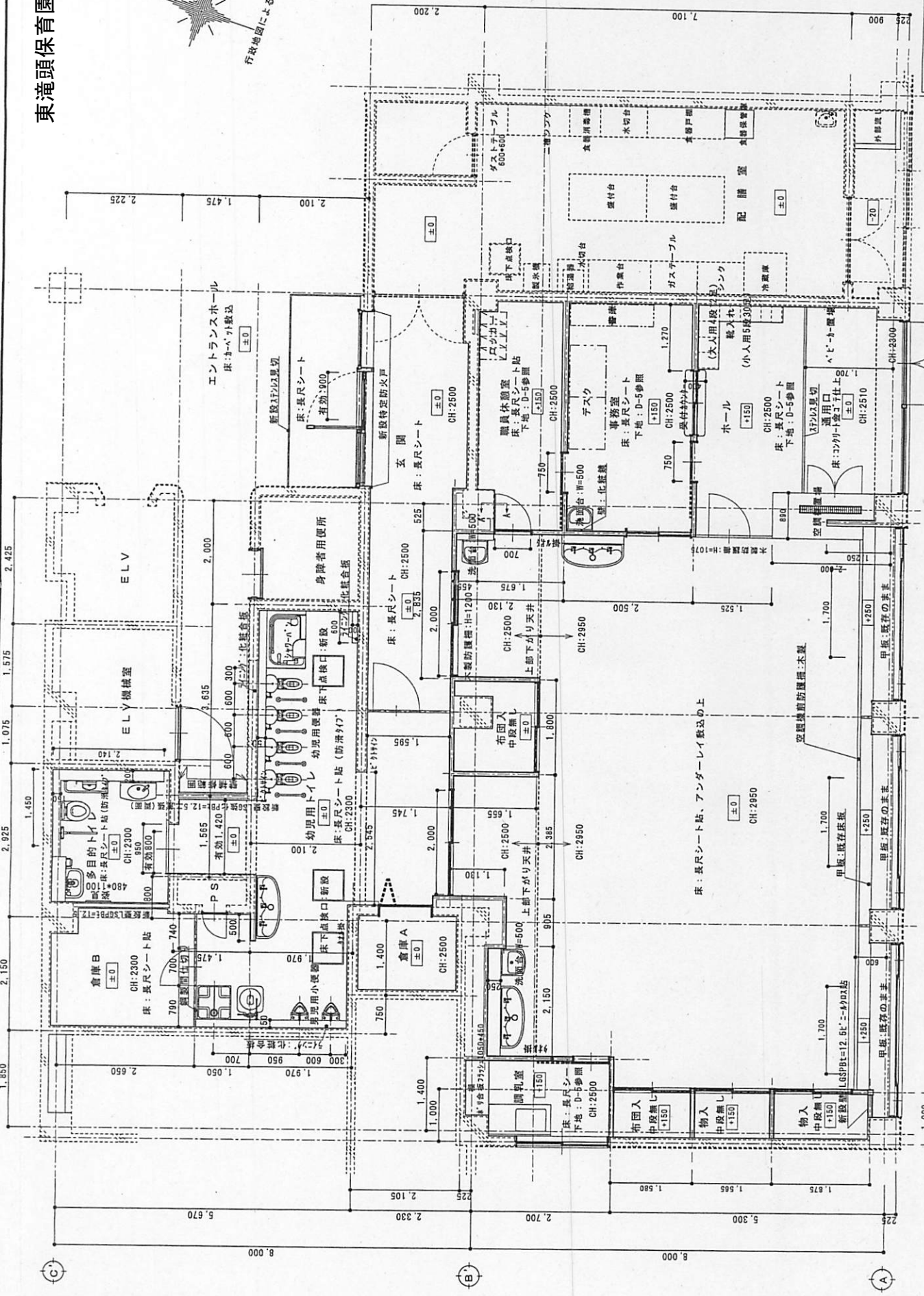
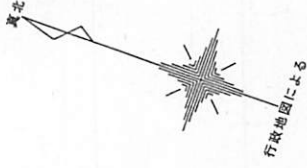
3. ① ステンレス流し新設 (給湯付き)
② 壁ビニールクロス一部張替
③ 畳部分の段差解消
→ ガス暖房機一時移設・復旧
④ 既存幼児便器2個を乳児便器に
⑤ 便所出入口扉撤去・新設
⑥ 既存手洗い流しに給湯器設置
に伴い、流しに給湯用穴あけ
⑦ アルミサッシ撤去・新設
⑧ 便所床乾式仕上げに改修

1階 平面図 S=1:100

完成図

工事名	東滝頭保育園改修工事	年月日	2010.01
図名	A-8 工事内容一覧	縮尺	1:100
図尺	図尺	年月	月
作成		校印	
横浜市長ちづくり調整局		松本第一設計事務所 (〒221-0801 東京都神奈川 第122号)	

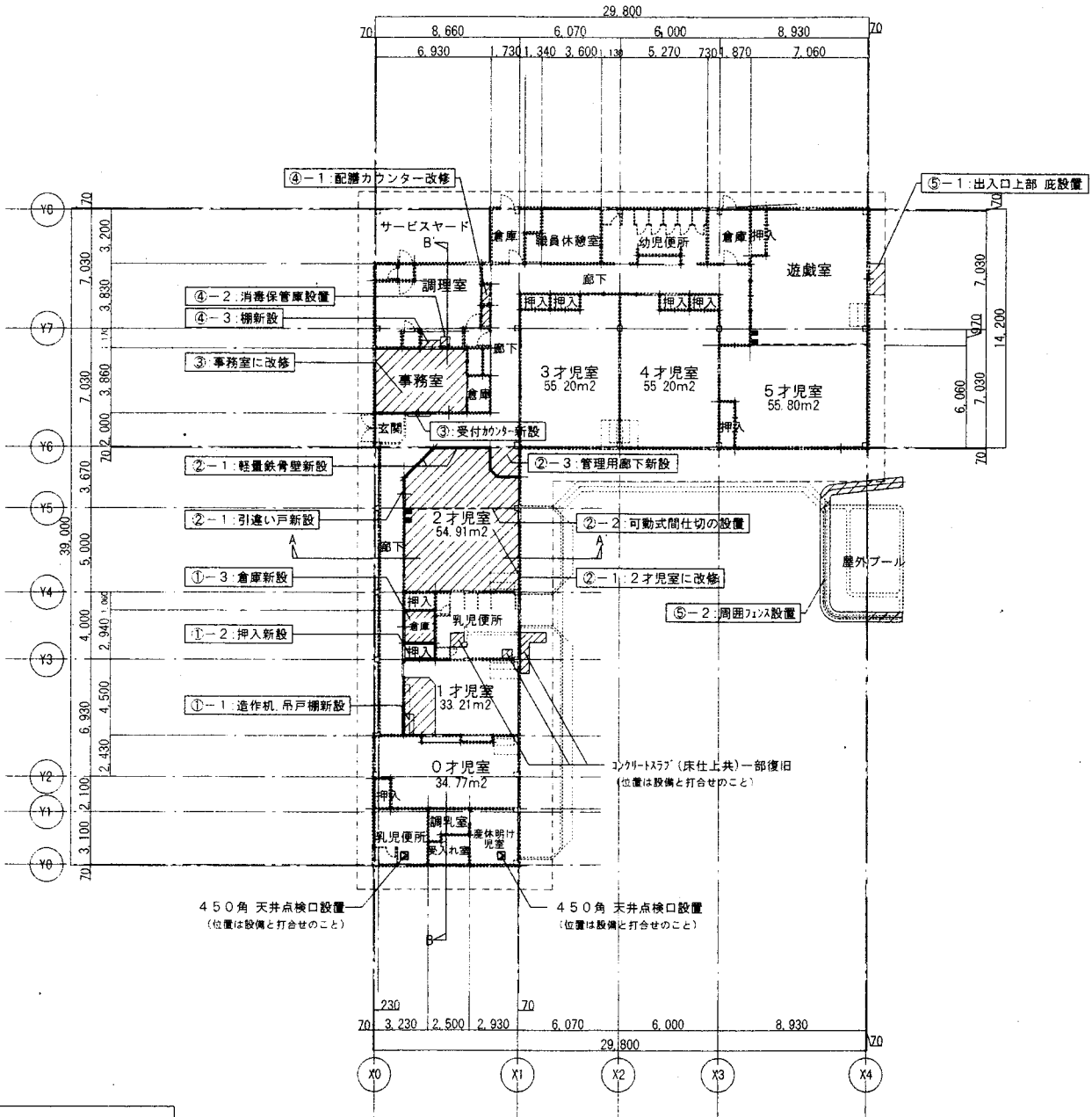
東滝頭保育園 (分園)



改修後平面図 S=1:50	
工事名	たきがしら保育園改修工事
図名	平面図
年月日	2023.10
縮尺	1:50
設計者	(株) 茂建設設計事務所
監理者	
図面番号	
製図者	
承認者	

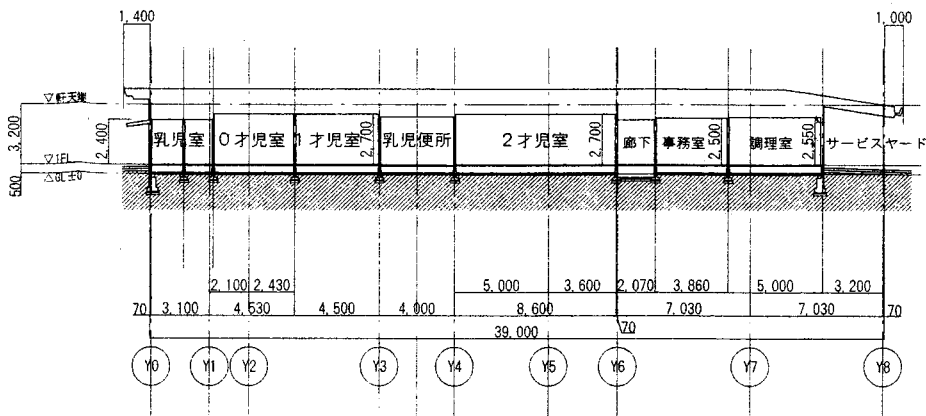
11 12 13 14 15

道路



凡例
 工事エリアを示す

改修後平面図 1/200



B-B' 断面図 1/200

横浜市建築局		工事名	洋光台第二保育園増築・改修工事		
年月日	図名	縮尺	改修前・改修後平面図、断面図		
2023.07	改修後平面図	1/200			
設計者		設計者	実尺	縮尺	縮尺
横浜市建築設計協同組合		横浜市建築設計協同組合	実尺	縮尺	縮尺
一級建築士事務所 376-6号		金子 義久			
B2 01 設計		A-08			